

記入例

※受付番号No.

足場の組立て等 作業主任者技能講習受講申込書

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

・顔正面で全体が明るくはっきりと写ったもの。
・しわやキズがないもの。
・帽子やタオル等で髪を覆ったものは不可
・サングラスや色付き眼鏡等で目が見えないものは不可。
・顔の一部が影になって暗いものは不可
※持参されても、使えないと判断した場合は、差し替えをお願いしますので、ご

※戸籍に書かれている文字を正確に記入してください。
※外国籍の方で通称名がある場合、こちらへ本名を記入して下さい。

修了証へ旧姓や通称名の併記を希望される場合は有に○、希望がない場合は無に○

旧姓・通称名の併記を希望される場合のみ記入して下さい。

※満18歳になってからの
作業経験年数が3年以上

※平成27年7月1日時点で足場の作業に従事していなかった場合、足場特別教育の修了後の経験であること。

※学校教育法による大学、高専、高等学校等で所定の学科を専攻し卒業した人は、作業実務経験が2年以上で受講可。2年以上3年未満で受講する場合は、卒業を貼付すること。

※作業経験は申込日より前までであること。

フリガナ	サイボウ ハナコ	旧姓・通称併記希望の有無	フリガナ	ヤマグチ ハナコ
氏名	災防 花子	有・無	旧姓・通称併記希望者のみ	山口 花子
生年月日	平成2年 4月 1日	性別	男・女	
住所	〇〇市 〇〇町 1-23	(電話 0000 - 00 - 0000)	郵便番号	
			〒753-0048	
受講資格要件の作業経験年数	平成28年 5月より 令和3年 3月まで (4年 11ヶ月)			
所属	事業所名	建設業労働災害防止協会山口県支部	電話	083-924-3743
	所在地	〒753-0048 山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館4F	建災防山口県支部加入の有無	
		会 員		非 会 員
事業主証明又は所属長証明 ※事業主本人が受講の場合元請又は同業者による証明	上記の作業経験に相違ないことを証明します。 事業所名 建設業労働災害防止協会山口県支部 事業所所在地 山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館4階 役職名・代表者氏名 代表者 災防 太郎			山口県建設業労働災害防止協会
講習の一部免除希望の有無	有・無	備考	本人確認書類の写し及び、技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面の写しを添付すること。	※確認印

建災防山口県支部に加入していれば会員に○、加入していなければ非会員に○

受講申込者と代表者が同一人物の場合

※元請や同業者の方に証明してもらうこと。本人による本人の証明は不可。

令和 5年 9月 1日
建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

一部科目免除がある方は、有に○
免除がない方は、無○

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

必ず申込日を記入して下さい。
作業経験期間よりも後の日付であること。

申込者
(受講者本人) 災防 花子

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引き訂正すること。(修正液等使用不可) 作業経験の訂正は証明印による訂正印を押印すること。
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・マイナンバー等)の写しを貼付下さい。【本人の顔写真のある公的なものを原則とします】修了証へ旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本又は抄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けない)こと。
6. 工学系の卒業者が経験年数2年で申請の場合は、卒業証明書等を添付すること。
7. 作業経験に平成29(2017)年7月1日以降を含む場合、足場の組立て等作業に係る特別教育修了証を添付すること。
8. ※印の欄は記入しないこと。

平成27年7月1日時点で足場の組立て・変更・解体等の作業に従事していた方は、平成29年6月30日までの猶予期間が設けられていました。平成29年7月1日以後は、足場作業主任者または足場の特別教育修了者でなければ、作業に従事することはできません。また、平成27年7月1日時点で作業をされていなかった方は、足場特別教育を修了してからしか作業ができません。

上記の理由により、作業経験において、平成29年7月1日以後の経験を含む場合には足場特別教育の修了証の添付が必要となります。

※試験成績表					※合否の別	※修了証番号	第 号
専門	一般	教育	法令	計	合・否		
						※修了証 交付年月日	年 月 日

記入例

※受付番号No.

車両系建設機械運転技能講習受講申込書 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

※戸籍に書かれている文字を正確に記入してください。
※外国籍の方で通称名がある場合、こちらへ本名を記入して下さい。

修了証へ旧姓や通称名の併記を希望される場合は有に○、希望がない場合は無に○

旧姓・通称名の併記を希望される場合のみ記入して下さい。

・顔正面で全体が明るくはっきりと写ったもの。
・しわやキズがないもの。

・帽子やタオル等で髪を覆ったものは不可
・サングラスや色付き眼鏡等で目が見えないものは不可。
・顔の一部が影になって暗いものは不可
※持参されても、使えないと判断した場合は、差し替えをお願いしますので、ご

フリガナ	サイボウ ジロウ	旧姓・通称併記希望の有無	フリガナ
氏名	災防 次郎	有・無	旧姓・通称併記希望者のみ
生年月日	平成10年 4月 1日	性別	男・女
住所	山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館4階 (電話083-924-3743)		郵便番号 〒753-0074
受講科目の一部免除の希望 (該当番号を○で囲み、資格はコピーを添付して下さい)	1. 全科目受講	受講料	112,000円
	2. 裏面受講科目一部免除欄の1に該当		44,000円
	3. 同上の2に該当		46,200円
	4. 同上の3に該当		49,500円
	5. 同上の4に該当		118,800円
	6. 同上の5に該当		33,000円
イ・ロ・ハのいずれかに○をつけて下さい	イ. 大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許をお持ちの方(免許の写しを添付して下さい) ロ. 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み及び掘削用)運転特別教育(3トン未満)を修了された方(修了証の写しと、大型、中型、準中型又は普通自動車免許の写しを添付して下さい)上記の教育を修了した後の運転経験年数を記入して下さい。 経験年数 令和3年 2月～令和3年 4月まで(0年 3ヶ月) ハ. 不整地運搬車運転技能講習を修了された方(修了証の写しを添付して下さい) ニ. 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了された方(修了証の写しを添付して下さい)		
所属	事業所名	建設業労働災害防止協会山口県支部	電話 083-924-3743
	所在地	〒753-0048 山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館4F	建災防山口県支部加入の有無 会 員 非 会 員
事業主証明又は所属長証明 ※事業主本人が受講の場合元請又は同業者による証明	上記の作業経験に相違ないことを証明します。 事業所名 建設業労働災害防止協会山口県支部 事業所所在地 山口市中央4丁目5-16 山口県商工会館4階 役職名・代表者氏名 代表者 災防 太郎		
講習の一部免除希望の有無	有 無 備考	本人確認書類の写し及び、技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面の写しを添付すること。 ※資格確認印	

申込書裏面の免除区分を参照に、該当番号に○を付ける

免除対象になるお持ちの資格記号に○を付ける

小型車両系建設機械の特別教育を修了後、実務経験が3ヶ月以上

建災防山口県支部に加入していれば会員に○、加入していなければ非会員に○

受講申込者と代表者が同一人物の場合

※元請や同業者の方に証明をしてもらうこと。本人による本人の証明は不可。

一部科目免除がある方は、有に○免除がない方は、無○

令和5年 9月 1日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

必ず申込日を記入して下さい。
作業経験期間よりも後の日付であること。

申込者 (受講者本人) 災防 次郎

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き訂正すること。(修正液等使用不可) 作業経験の訂正は証明印による訂正印を押印すること。
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。 3. ご本人確認のため、ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)の写しを貼付下さい。【本人の顔写真のある公的なるものを原則とします】修了証へ旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本又は抄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真(3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入)1葉を添付する(貼り付けない)こと。
6. ※印の欄は記入しないこと。

※試験成績表					※合否の別	※修了証番号	第 号
学科	走行	作業	一般	法令			
実技	走行の操作		作業装置の操作		計	※修了証 交付年月日	年 月 日
※記事欄							

講習の範囲及び時間

(学科)

講習科目	講習時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4 時間
作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	5 時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	3 時間
関係法令	1 時間

(実技)

講習科目	講習時間
走行の操作	20 時間
作業のための装置の操作	5 時間

受講科目の一部免除

次の資格のある人は科目の一部が免除されます。

区分	受講の免除を受けることができる者	講習免除科目
1	建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定する建設機械施工技術検定のうち、1 級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は 2 級の技術検定で昭和 48 年建設省告示第 860 号に定められた第 4 種から第 6 種までの種別に該当するものに合格した者	学科 ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・運転に必要な一般的事項に関する知識 ・関係法令 実技 ・走行の操作
2	1 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許又は同条第 4 項の大型特殊自動車第二種免許を有する者 2 道路交通法第 84 条第 3 項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、令第 20 条第 12 号若しくは安衛則第 36 条第 9 号の業務のうち令別表第 7 第 1 号、第 2 号若しくは第 6 号に掲げる建設機械の運転の業務（鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 2 条第 2 項及び第 4 項の規定による鉱山における令別表第 7 第 1 号、第 2 号又は第 6 号に掲げる建設機械で、内燃機関を原動機として使用し、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務を含む。次項において同じ。）又は令第 20 条第 14 号若しくは安衛則第 36 条第 5 号の 3 の業務に、3 月以上従事した経験を有する者 3 不整地運搬車運転技能講習を修了した者	学科 ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 実技 ・走行の操作
3	令第 20 条第 12 号若しくは安衛則第 36 条第 9 号の業務のうち令別表第 7 第 1 号、第 2 号若しくは第 6 号に掲げる建設機械の運転の業務又は令第 20 条第 14 号若しくは安衛則第 36 条第 5 号 3 の業務に、6 月以上従事した経験を有する者	実技 ・走行の操作
4	車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習を修了した者	学科 ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
5	車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者	学科 ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 実技 ・走行の操作 ※時間短縮科目について 建災防山口県支部が実施する講習は、規程を上廻る上記講習時間で開催

資格証の写しを添付

○自動車免許証	○技能講習修了証	○特別教育修了証	○建設機械施工技術検定合格証
---------	----------	----------	----------------